

「栃木県地域職業能力開発促進協議会」に係るリカレント教育を実施する大学等からの構成員の募集について

栃木労働局においては、栃木県と共催により、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進等のほか、地域における職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有を行う栃木県地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」という。）を設置します。

つきましては、地域協議会に参加いただくリカレント教育を実施する大学等からの構成員を募集します。

1 構成員の役割

年 2 回開催する地域協議会で職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有を図る観点から、貴校が栃木県内で取り組むリカレント教育の内容についてご紹介いただくとともに、意見交換へのご参加をお願いします。

2 構成員の任期

令和 8 年 11 月から令和 9 年 3 月 31 日までを予定しています。

募集にあたっては、会議時間の制限等の観点から構成員として 1 者程度を予定しています。

3 応募要件

以下のすべての要件を満たす大学等とします。

- ① 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、広く社会人を対象とする職業に関する教育訓練（例えば、履修証明制度を活用した教育訓練プログラム、企業向けオーダーメイド教育、指定国立大学法人の出資による会社によるもの等）を実施していること。
- ② 大学等の取組内容について、地域協議会での周知、構成員間の意見交換を希望していること。

4 募集期間等

令和 8 年 8 月 7 日（金）から同年 8 月 25 日（火）の間募集します。

5 応募方法

募集期間内に、別紙様式に必要事項を記入の上、下記のアドレスまで電子メール（件名に「協議会（大学等）の応募」と記載）にてご提出ください。

shienshitsu-tochigikyoku@mhlw.go.jp

6 構成員の決定等

構成員の決定等については、後日（9 月上旬、目途）ご連絡します。

7 本件に関するお問い合わせ先

栃木労働局職業安定部訓練課 藤澤、遠藤 TEL 028-610-3558